

事業活動温暖化対策計画書制度 Q & A

環境政策課ゼロカーボン推進室
令和5年9月

目次

【1 総則】

Q 1-1	排出抑制計画書・自動車環境計画書制度から現行の事業活動温暖化対策計画書制度に改正した趣旨は何か。	7
Q 1-2	省エネ法や温対法との違いは何か。また、国の省エネ法による中長期計画書や定期報告書と県の計画書はどのように違うのか。	7
Q 1-3	国や他自治体でも同様の制度が運用されており、対象事業者の多くは、国や他自治体にも報告することとなるため大変な業務負担となるのではないか。	7
Q 1-4	制度の効果としては、どの程度の排出量の削減を見込んでいるのか。	8
Q 1-5	条例第 12 条第 1 項の「規則で定める期間」は、具体的にどのような期間か。	8
Q 1-6	計画の対象者は具体的にどのような事業者か。	8
Q 1-7	計画の対象者数はどのくらいか。また、そのカバー率はどの程度か。	8
Q 1-8	現行制度に改正した際、その他ガス排出事業者を対象者に加えた理由は何か。その他ガスの対象要件が国（温対法）より厳しい理由は何か。	9
Q 1-9	その他ガスを多く排出する事業者として計画対象となる事業者数はどのくらいか。	9
Q 1-10	計画書の対象要件として、使用する自動車の台数が 200 台以上とした理由は何か。	9
Q 1-11	200 台以上自動車を使用する事業者として計画対象となる事業者数はどのくらいか。	9
Q 1-12	達成すべき目標を県が一律に定めるのか。	9
Q 1-13	本制度の周知はどのように行うのか。	9

【2 計画書制度全般】

Q 2-1	計画書作成の対象要件（原油換算エネルギー使用量 1,500kl 以上、その他ガス排出量 3,000t-CO ₂ 以上、自動車 200 台以上）に複数該当する場合は、それぞれ計画書を作成するのか。	10
Q 2-2	複数の工場等を有する場合、個々の工場等としての計画書の提出は必要か。	10
Q 2-3	事業者としてエネルギー使用量を把握する範囲はどこまでが対象となるか。	10
Q 2-4	社宅、社員寮で使用したエネルギーは対象となるか。	10
Q 2-5	住居と事業活動に用いられる区画が同じ工場の中にある場合は、どのように算入するか。	10
Q 2-6	介護サービスを行う事業所や施設はエネルギー使用量の算入の対象となるか。	10
Q 2-7	テナント専用部のエネルギー使用量について、テナントが個別に把握していない場合、テナントはどのように対応すればよいか。	11
Q 2-8	テナント専用部における推計手法とはどういった手法が考えられるか。	11
Q 2-9	その他ガスの合計排出量とは。	11
Q 2-10	県外の工場等は対象となるか。県外に使用の本拠を有する自動車は条例の対象となるか。	11
Q 2-11	対象とならない自動車とは。	11

Q 2-12	リース車は台数に含めるのか。	12
Q 2-13	200 台以上の自動車対象とあるが、社員が通勤で用いる自動車も対象となるか。	12
Q 2-14	社員が 1 名の小さな工場等も含めてエネルギー使用量を把握する必要があるか。	12
Q 2-15	会社名を変更した場合、どのような届出が必要か。	12
Q 2-16	年度の途中で事業を開始した工場等、もしくは廃止した工場等のエネルギー使用量等の計算期間は。	12
Q 2-17	計画期間の途中で、事業者の対象要件（原油換算エネルギー使用量 1,500kl 以上、その他ガス排出量 3,000t-CO ₂ 、自動車 200 台以上）に該当しなくなった場合、どのような取扱となるのか。	12
Q 2-18	計画期間の途中で、新たに事業者の対象要件（原油換算エネルギー使用量 1,500kl 以上、その他ガス排出量 3,000t-CO ₂ 、自動車 200 台以上）に該当した場合、どのような取扱となるのか。	13
Q 2-19	個別票を作成した事業所が、計画期間の途中で、対象要件（原油換算エネルギー使用量 1,500kl 以上、その他ガス排出量 3,000t-CO ₂ 以上）に該当しなくなった場合、どのような取扱となるのか。	13
Q 2-20	個別票を作成していない事業所が、計画期間の途中で、個別票作成の対象要件（原油換算エネルギー使用量 1,500kl 以上、その他ガス排出量 3,000t-CO ₂ 以上）に該当することとなった場合、どのような取扱となるのか。	13
Q 2-21	計画年数が複数年になることにより、国による「省エネ法」の第二種指定工場（1,500kl 以上）でなくなるにもかかわらず、県の条例では個別票対象事業所となったままとなる場合が出てくる。この場合も報告書の提出は必要か。	13
Q 2-22	排出量の削減に係る目標設定はどのように行うのか。	14
Q 2-23	単位発熱量、原油換算係数、排出係数はいつの時点のものを使用すればよいか。	14
Q 2-24	削減目標について、3 年間の計画を立てた場合、1 年目と 2 年目は排出量が増加しても、3 年目で目標を達成すればよいか。	14
Q 2-25	条例第 12 条第 7 項で規定する、計画を改定したときはどのような手続きをとればよいか。	14
Q 2-26	計画期間中に工場等が合併した場合、分社化した場合、売却した場合、消滅（倒産）した場合、どのような届出が必要か。	14
Q 2-27	計画書等はいつ、どこへ提出するのか。	15
Q 2-28	県の受領印が押印された副本が必要な場合はどのようにすればよいか。	15
Q 2-29	計画書を提出しなかった場合に罰則はあるのか。	15

【3 提出書類】

Q 3-1	委任状はどのような場合に必要か。	16
Q 3-2	温暖化対策責任者・温暖化対策担当者にはどのような人選をすればよいか。	16
Q 3-3	計画書（報告書）提出担当者は県内の主たる工場等に配置する必要があるか。	16

Q 3-4	原油換算エネルギー使用量・その他ガス排出量合計・自動車の台数は全社の使用量・使用台数を記載する必要があるか。	16
Q 3-5	対象となった要件以外の項目への記載は必要か。	16
Q 3-6	管理標準の提出は必要か。また、立入、指導の際に求められることがあるか。	16
Q 3-7	様式の欄が狭くて記載しきれないが、別紙となってもよいか。また、別紙に記載した場合、別紙も公表対象となるか。	17
Q 3-8	主たる事務所の所在地は県外でも良いか。	17
Q 3-9	電子データでの提出を求めているが、社印や代表者印の捺印は必要か。	17
Q 3-10	電子データを提出するための記録媒体に指定はあるか。	17
Q 3-11	計画書及び報告書に添付する資料も電子データでの提出が必要か。	17

【4 基本方針】

Q 4-1	基本方針として記載すべき内容は。	18
Q 4-2	推進体制として記載すべき内容は。	18
Q 4-3	温暖化対策責任者もしくは温暖化対策担当者が変更となった場合、どのような手続きが必要か。	18
Q 4-4	温暖化対策責任者・温暖化対策担当者を外部委託してもよいか。	18
Q 4-5	温暖化対策担当者は各工場等に一人ずつ設置しなければならないか。	18

【5 公表】

Q 5-1	事業者にも計画書及び報告書の公表義務があるか。	19
Q 5-2	県が公表する資料の範囲は。	19

【6 助言・立ち入り】

Q 6-1	県が行う立入調査とはどのようなものか。	20
Q 6-2	県が行う助言とはどのようなものか。	20
Q 6-3	助言や立入調査は、計画書を提出したすべての事業者に対して行うものか。	20

【7 排出量等の算定及び目標設定等】

Q 7-1	電気の排出係数は毎年変化するが、どの年度の係数を用いればよいか。	21
Q 7-2	小売電気事業者によって排出係数は異なる。どこから電気を購入しても同じ係数を用いることになるのか。	21
Q 7-3	環境への配慮を考え排出係数が低い電気を選択している。県制度では評価されないのか。	21
Q 7-4	その他ガスの排出算定期間は暦年か、年度か。	22
Q 7-5	三ふっ化窒素 (NF ₃) に関してはその他ガスの対象となるのか。	22
Q 7-6	基準排出量 (又は第一年度若しくは第二年度の排出量) に誤りがあった。どのよう	22

	に修正すればよいか。	
Q 7-7	長野県と他県にまたがる工場等がある場合、どのように算出すればよいか。	22
Q 7-8	温室効果ガスの排出量の算定根拠を示す資料は独自の様式で作成したものでよいか。	22
Q 7-9	事業拡大に伴い、排出量は増加する見込みである。基準年度比で排出量を削減する計画を立てなければならないのか。	22
Q 7-10	原単位の削減目標の設定は必須か。	23
Q 7-11	工場等によって異なる原単位を設定している場合に、総括票の原単位（事業者全体の原単位）をどのように設定すればよいか。	23
Q 7-12	レンタカーは、利用者が燃料を給油するため燃料使用量が把握できない。どのようにして二酸化炭素排出量を算定すればよいか。	23
Q 7-13	自家発電設備を所有する場合、排出量はどのように算定すればよいか。	23
Q 7-14	ごみの焼却で生成された電気を外部供給している。外部供給として計上できないか。	23
Q 7-15	同一構内に3つの建物がある。作成シートには別々に入力すべきか。	23
Q 7-16	エネルギーの集計方法について、期間は1年間としているが、自動車で使用するガソリンの量など、厳密に把握することが難しい場合がある。この場合、どのように把握すればよいか。	24
Q 7-17	工場内で使用しているフォークリフトや工場内専用の自動車の燃料使用量は、自動車の燃料として算定してよいか。	24
Q 7-18	エネルギー起源二酸化炭素排出量に自動車の走行に伴う燃料も含めるのか。	24
Q 7-19	LPガスの使用量について、t（トン）の単位を用いて算定することとなっているが、供給事業者からの検針票等ではm ³ （立方メートル）の単位で表示されている場合は、どのようにしてt（トン）に換算するのか。	24
Q 7-20	原油換算エネルギー使用量等の算定対象となるエネルギーは。	25
Q 7-21	事業活動で排出している廃棄物（廃プラ、廃油等）を外部委託で処理している。排出量計算シートの燃料の欄に、これらを入力する必要があるか。	25
Q 7-22	ペレットストーブを使用している。このペレットもエネルギーに含めるのか。	25

【8 再生可能エネルギー源利用設備・再生可能エネルギー電気・クレジット】

Q 8-1	「再生可能エネルギー源利用設備等の導入状況」に記載できる設備とはどのようなものか。	26
Q 8-2	コージェネレーションシステムを「再生可能エネルギー源利用設備等の導入状況」に記載してよいか。	26
Q 8-3	再生可能エネルギー源利用設備の導入状況の導入実績欄は各年度に導入した設備の容量を記載すればよいか。	26
Q 8-4	排出量の調整に利用できるクレジットは。	27
Q 8-5	J-クレジットにおいて、県内産のみ利用可能とした理由は何か。	27

Q 8-6	小売電気事業者から、非化石証書付きのCO ₂ フリー電気を購入している。どのように記載すればよいか。	27
-------	---	----

【9 評価】

Q 9-1	どのような基準で評価するのか。	28
Q 9-2	過去の取組は評価されるのか。	28
Q 9-3	個別票も評価の対象となるか。	28
Q 9-4	どのような事業者を表彰するのか。	28

【10 重点対策とその様式（様式4号及び様式5号）】

Q10-1	重点対策とはなにか。	29
Q10-2	重点対策での実施済と一部実施の違いはなにか。	29
Q10-3	該当する1設備の対策内容を示した資料を提出する項目については、その設備について対策が実施されていれば「実施済」としてよいか。	29
Q10-4	重点対策の確認資料としてどのような資料を用意すればよいか。	29
Q10-5	重点対策は計画書の提出までに完了させなければならないか。	29
Q10-6	前年度報告時から重点対策が進んでいない場合に添付書類は必要か。	29
Q10-7	前年度までに「実施済」となった対策に確認資料は必要か。	30
Q10-8	前年度までに提出した資料と同じものを再度提出する必要があるか。	30
Q10-9	照明設備の対象が広すぎる。全てを把握する必要があるか。（様式4号・照明設備）	30
Q10-10	対象は、点灯時間が2000時間以上のものすべてか。（様式4号・照明設備）	30
Q10-11	照度欄に記載するのは、設定値か実測値か。（様式4号・照明設備）	30
Q10-12	空調機には、どのような種類のものが対象か。（様式4号・空調機）	30
Q10-13	能力の単位は、[J]か[cal]か。（様式4号・空調機）	30
Q10-14	全熱交換器とは、普通の熱交換器とどのように違うか。（様式4号・空調機）	31
Q10-15	夏季室内の状況の目安は。（様式4号・空調機）	31
Q10-16	平均負荷率は、どのように求めたら良いか。（様式4号・空調機）	31
Q10-17	エネルギー消費量の具体的な推計方法は。（様式4号・空調機）	31
Q10-18	ばい煙発生施設とは、どういう施設か。（様式4号・熱源設備）	31
Q10-19	形式欄には、どのような事項を記載すればよいのか。（様式4号・熱源設備）	31
Q10-20	排ガス温度は、稼働状況に応じて変化するが、どのような状況・時点の温度を記載すれば良いか。（様式4号・熱源設備）	31
Q10-21	空気比の求め方は、ボイラと同様で良いか。（様式4号・熱源設備）	32
Q10-22	ブロー率は、どのように求めた値とすれば良いか。（様式4号・ボイラ）	32
Q10-23	定格設備容量の欄には何を記載するのか。（様式4号・ボイラ）	32
Q10-24	年間平均給水温度とは何か。季節変動が大きいため、年間平均給水温度を求める	32

	ことが困難である。(様式4号・ボイラ)	
Q10-25	ドレン回収率は、どのように求めた値とすれば良いのか。(様式4号・ボイラ)	32
Q10-26	効率欄には、カタログ値を記載するのか、あるいは実測値を記載するのか。(様式4号・ボイラ)	32
Q10-27	ボイラ排ガス温度は、どのような状態のボイラの値を記載するのか。(様式4号・ボイラ)	32
Q10-28	台数制御方式について、記載する必要はないか。(様式4号・コンプレッサ)	33
Q10-29	吸気温度と外気温度の差は、なぜ記載する必要があるのか。(様式4号・コンプレッサ)	33
Q10-30	実負荷率は、どのように算定すればよいか。(様式4号・コンプレッサ)	33
Q10-31	平均負荷率の意味と求め方は。(様式4号・ポンプ)	33
Q10-32	年間エネルギー消費量の求め方は。(様式4号・ポンプ)	33
Q10-33	平均負荷率の意味と求め方は。(様式4号・ファン・ブロワ)	33
Q10-34	年間エネルギー消費量の求め方は。(様式4号・ファン・ブロワ)	33
Q10-35	コージェネレーションは発電設備に含まれるか。(様式4号・発電設備)	34
Q10-36	種類欄には、どんな事柄を記載するのか。(様式4号・発電設備)	34
Q10-37	製造装置がパッケージ化されており、様式4号に定めるいくつかの設備を組み合わせさせて運用しているが、それぞれを分離して書かなければならないか。	34
Q10-38	非化石エネルギーへの転換は、どのような取組が対象となるか。	34

【11 環境配慮活動状況】

Q11-1	様式内には複数の環境配慮活動が記載されているが、実施しているすべての環境配慮活動を選択する必要があるか。	35
Q11-2	環境配慮活動はその他以外の活動を4つ以上実施していたとしても評価されないのか。また、評価に関わらない環境配慮活動については選択する必要があるか。	35
Q11-3	環境配慮活動の実施を確認する資料を提出する必要はあるか。	35
Q11-4	環境配慮活動の実施年度は計画期間以外も対象となるか。	35

※本 Q&A における条例及び規則は下記を指す。

条例：長野県地球温暖化対策条例

規則：長野県地球温暖化対策条例施行規則

【1 総則】

(事業活動温暖化対策計画への改正趣旨)

Q 1-1 排出抑制計画書・自動車環境計画書制度から現行の事業活動温暖化対策計画書制度に改正した趣旨は何か。

A 1-1 改正前の計画書制度は、事業者の温室効果ガスの排出抑制に係る自主的な取組を促進するなど一定の成果はありましたが、費用対効果の高い対策を進めていくために事業者の特性に応じたよりきめ細やかな省エネ対策への支援の必要性が高まっていること、事業活動と一体となって自動車使用の温暖化対策を推進する必要があること、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の温室効果ガス（以下「その他ガス」という。）の排出削減を進める必要があることなどから、両計画書制度を統合し、実効性の高い取組として推進するため改正したものです。また、新たに通勤・来客や運搬等の物流に関する排出の量の削減対策を進める視点も追加しています。

(関係法令との関係)

Q 1-2 省エネ法や温対法との違いは何か。また、国の省エネ法による中長期計画書や定期報告書と県の計画書はどのように違うのか？

A 1-2 省エネ法では、エネルギーの使用の合理化（省エネ）や非化石エネルギーへの転換に主眼がおかれ、それを促進するための計画書等の提出にあたっては、中長期的にみて原単位で年平均1%以上の改善を求めています。また、温対法では、実績報告に主眼がおかれ、事業活動により排出される温室効果ガスの量を自ら算定・把握し、国へ報告することが求められています。

一方、本制度は、省エネのみならず、再生可能エネルギーの活用、森林の保全・整備などの地球温暖化防止を図る取組を計画的かつ総合的に進めていただくことを主眼に、計画書の作成とその実施状況の報告を求めるものです。目標の設定にあたっては、温暖化対策として総量での排出削減に主眼を置いています。計画書に対する指導や助言、計画内容や実施状況に関する公表・評価を行うことで、各事業者の方の特性に応じたきめ細やかな省エネによる温暖化対策を促していく点が異なります。

(関係法令との関係)

Q 1-3 国や他自治体でも同様の制度が運用されており、対象事業者の多くは、国や他自治体にも報告することとなるため大変な業務負担となるのではないか。

A 1-3 本制度は、長野県内における事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減など事業者の温暖化防止のための取組を促進するための制度です。対象となる事業者や事業所の範囲の考え方、原油換算エネルギー使用量や温室効果ガス排出量の算定方法、温室効果ガスの排出の量の削減対策に関する考え方など、本制度における計画策定の前提条件は国の制度と整合を図ることで簡素化や事業者の負担軽減に努めています。

(制度の効果)

Q 1-4 制度の効果としては、どの程度の排出量の削減を見込んでいるのか。

A 1-4 本制度は、「長野県ゼロカーボン戦略（以下、「戦略」という。）」の目標としている指標「温室効果ガス総排出量」における、産業・業務部門の排出削減を進めるための制度として位置づけています。戦略における2030年度の産業部門の目標（2010年度比▲54%）、業務部門の目標（2010年度比▲64%）の達成のため、計画期間の最終年度における排出量の目標値は、目標削減率が15%以上（年平均5%以上）となるよう努めてください。

(事業活動温暖化対策計画の計画期間)

Q 1-5 条例第12条第1項の「規則で定める期間」は、具体的にどのような期間か。

A 1-5 平成26年度を初年度とした3年度ごとの期間です。具体的には、
第1次計画期間 平成26年度から平成28年度まで、
第2次計画期間 平成29年度から平成31年度まで、
第3次計画期間 令和2年度から令和4年度まで、
第4次計画期間 令和5年度から令和7年度までとなります。

(事業活動温暖化対策計画の対象者)

Q 1-6 計画の対象者は具体的にどのような事業者か。

A 1-6 次の要件のいずれかに該当する事業者です。
① 県内に設置している事業所の前年度のエネルギー使用量（※1）の合計が原油換算で1,500kl/年以上の事業者（連鎖化事業者を含む。）
② 県内に設置している事業所の前年度のその他ガス（※2）の排出量の合計が3,000t-CO₂/年以上の事業者
③ 前年度の3月31日現在において、200台以上の自動車（県内に使用の本拠があるもの）を使用する事業者

※1：太陽光発電の自家消費やバイオマス熱等の非化石エネルギーもエネルギー使用量に含む。

※2：非エネルギー起源二酸化炭素<CO₂>、メタン<CH₄>、一酸化二窒素<N₂O>、ハイドロフルオロカーボン類<HFC>、パーフルオロカーボン類<PFC>、六ふっ化硫黄<SF₆>、三ふっ化窒素<NF₃>

(事業活動温暖化対策計画の対象見込者数)

Q 1-7 計画の対象者数はどのくらいか。また、そのカバー率はどの程度か。

A 1-7 計画の対象者数は、第1次計画期間（2014～2016年度）は287者、第2次計画期間（2017～2019年度）は319者、第3次計画期間（2020～2022年度）は856者でした。
また、温室効果ガス排出量ベースからみた2020年度の本制度のカバー率は、業務・産業部門において55.8%でした。

(事業活動温暖化対策計画の対象者(その他ガス1))

Q 1-8 現行制度に改正した際、その他ガス排出事業者を対象者に加えた理由は何か。その他ガスの対象要件が国(温対法)より厳しい理由は何か。

A 1-8 高い温室効果をもつ代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF₆)は、これまで大幅に排出削減が進んできたものの、民生分野において、冷凍空調機器の冷媒がオゾン層を破壊する特定フロン(CFC、HCFC)から代替フロン(HFC)へ転換されていること等により、新たな対策を講じなければ、今後排出量は大幅に増加するといわれています。

今後、その他ガスの排出量の削減はますます重要となることから、その他ガス排出事業者も計画の対象者に加え、エネルギー起源CO₂に限らず、温室効果ガス全体の排出の量の削減を進めていく環境を整備しました。

(事業活動温暖化対策計画の対象者(その他ガス2))

Q 1-9 その他ガスを多く排出する事業者として計画対象となる事業者数はどのくらいか。

A 1-9 第3次計画期間においては13者が該当しています。そのうち8者は原油換算エネルギー使用量の要件(1,500kl/年以上)にも該当しています。

(事業活動温暖化対策計画の対象者(自動車1))

Q 1-10 計画書の対象要件として、使用する自動車の台数が200台以上とした理由は何か。

A 1-10 運輸部門における対策を更に進めるため、運輸業といった特定の業種に限らず、制度改正前の自動車環境計画書制度における対象要件の下限である200台に基準を置き、当該台数以上の自動車を使用している事業者も対象に加え取組を進めるものです。自動車使用に関しての温暖化対策としては、エコドライブの励行や次世代自動車への計画的な更新などが考えられるため、取組の効果を勘案し、200台以上の使用者としています。運輸部門における温暖化対策は、全県的に取り組む次世代自動車の普及や公共交通の活性化など多岐にわたりますが、事業活動温暖化対策計画書と一体的に進める本制度も運輸部門の排出削減策の一つとして位置付け取り組むものです。

(事業活動温暖化対策計画の対象者(自動車2))

Q 1-11 200台以上自動車を使用する事業者として計画対象となる事業者数はどのくらいか。

A 1-11 第2次計画期間においては29者が該当しています。そのうち24者は原油換算エネルギー使用量の要件(1,500kl/年以上)にも該当しています。

(県による目標設定)

Q 1-12 達成すべき目標を県が一律に定めるのか。

A 1-12 戦略で定める2010年度比で2030年度に温室効果ガス排出量6割減を達成するため、第4次計画期間の最終年度における排出量の目標値は、目標削減率が15%以上(年平均5%以上)となるよう努めてください。

(周知方法)

Q 1-13 本制度の周知はどのように行うのか。

A 1-13 県のホームページにおいて、本制度の概要等について掲載しているほか、経済団体等の会議など様々な機会を捉えて制度の周知を行っています。

【2 計画書制度全般】

(事業活動温暖化対策計画書の作成)

Q 2-1 計画書作成の対象要件（原油換算エネルギー使用量 1,500kl 以上、その他ガス排出量 3,000t-CO₂ 以上、自動車 200 台以上）に複数該当する場合は、それぞれ計画書を作成するのか。

A 2-1 対象要件に複数該当する場合は、別個の様式に計画書を作成する必要はありません。同一の計画書において該当する対象要件ごとに必要な事項を記載していただきます。

(提出対象)

Q 2-2 複数の工場等を有する場合、個々の工場等としての計画書の提出は必要か。

A 2-2 県内に複数の工場等がある場合には、事業者として1つの計画書総括票（又は報告書総括票）を作成していただき、原油換算エネルギー使用量が 1,500kl 以上又はその他ガス排出量の合計が二酸化炭素換算で 3,000t 以上の工場等については、個別票を作成してください。その上で、総括票と個別票をまとめて提出してください。

(対象施設 1)

Q 2-3 事業者としてエネルギー使用量を把握する範囲はどこまでが対象となるか。

A 2-3 本社、工場、支店、研究所、営業所など事業者が長野県内に設置しているすべての工場等が対象となります。

(対象施設 2)

Q 2-4 社宅、社員寮で使用したエネルギーは対象となるか。

A 2-4 住居部分は算入の対象外となりますが、共用部分は、算入の対象となります。

(対象施設 3)

Q 2-5 住居と事業活動に用いられる区画が同じ工場の中にある場合は、どのように算入するか。

A 2-5 事業活動に用いられる区画のエネルギー使用量を分割して算入することになります。なお、住居の区画と事業活動に使用する区画とのエネルギー使用量の分割が難しい場合は、あえて分割せず、まとめて算入しても問題ありません。

(対象施設 4)

Q 2-6 介護サービスを行う事業所や施設はエネルギー使用量の算入の対象となるか。

A 2-6 通所系の事業所については、算入の対象となります。他方、有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームといった施設については、専ら入所（居）者の生活のためにエネルギーを使用していることから、対象外となります。なお、有料老人ホーム・認知症高齢者グループホームと通所系の事業所を併設している場合は、通所系の事業所にかかるエネルギー使用量のみ分割して算入します。

(対象施設5)

Q 2-7 テナント専用部のエネルギー使用量について、テナントが個別に把握していない場合、テナントはどのように対応すればよいか。

A 2-7 テナント専用部のエネルギー使用量は、オーナーからテナント毎に伝えることが重要であり、オーナーは可能な範囲で対応することが望まれます。なお、テナント専用部のエネルギー使用量については、テナント単位で計量されていない場合が多いことから、オーナーにおいて合理的な手法により推計を用いてテナント側に情報提供を行ってもよいこととします。また、オーナーからテナントに情報提供がない場合には、テナントのみで推計した値をエネルギー使用量として算入してもよいこととします。

(対象施設6)

Q 2-8 テナント専用部における推計手法とはどのような手法が考えられるか。

A 2-8 推計手法はあくまで事業者がその状況に応じ、適切かつ合理的な計算方法を選択することとなります。空調エネルギーにおける推計手法として考えられるものは、

- ①テナントの活動情報を考慮して案分する手法
- ②テナントの面積を用いて案分する手法
- ③推計ツールを活用し推計する手法
- ④類似の業態のテナントの原単位を用いて算出する手法

などが考えられます。

(その他ガス排出量合計)

Q 2-9 その他ガスの合計排出量とは。

A 2-9 まず、県内の全ての工場等におけるその他ガスの排出量を、ガス種ごとに計算します。その値に、ガス種ごとに事業活動温暖化対策計画指針（以下「指針」という。）別表2の係数を乗じて二酸化炭素換算値を算出します。最後に、全てのガス種の二酸化炭素換算値を合算したものが、その他ガスの合計排出量となります。なお、算出にあたっては「排出量計算シート」が活用いただけます。

(県外の工場等)

Q 2-10 県外の工場等は対象となるか。県外に使用の本拠を有する自動車は条例の対象となるか。

A 2-10 県外の工場等及び県外に使用の本拠を有する自動車は対象外です。

(自動車の台数)

Q 2-11 対象とならない自動車とは。

A 2-11 対象とならない自動車とは県外にその使用の本拠を有する自動車（県外ナンバーの自動車）や、道路運送車両法が適用されない自衛隊駐屯地の自動車等を指しています。

(自動車の台数)

Q 2-12 リース車は台数に含めるのか。

A 2-12 リース車であっても、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」が自社名の場合は含めてください。

(社員の自動車)

Q 2-13 200 台以上の自動車の対象とあるが、社員が通勤で用いる自動車も対象となるか。

A 2-13 従業員の方が通勤に使用している自動車は対象外です。

(小規模施設・無人施設等)

Q 2-14 社員が1名の小さな工場等も含めてエネルギー使用量を把握する必要があるか。

A 2-14 県内に設置している工場等であれば、社員が配置されていない工場等やエネルギー使用量が微量でも、エネルギー使用量の算定の対象になります。無人のもの（自動販売機等）も対象となります。

(商号変更)

Q 2-15 会社名を変更した場合、どのような届出が必要か。

A 2-15 手続きは必要ありません。次回報告書を提出する際に、様式1号（総括票）の事業者等の概要の「氏名又は名称」欄に変更後の名称を記載してください。また、様式3号の「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」の欄に変更後の名称を記載していただくとともに、計画書提出時の名称（社名）を括弧つきで「(旧△△株式会社)」等と記載してください。

(年度途中からの事業の開始または終了)

Q 2-16 年度の途中で事業を開始した工場等、もしくは廃止した工場等のエネルギー使用量等の計算期間は。

A 2-16 事業開始以降年度末まで、もしくは年度当初から事業廃止日までの期間のエネルギー使用量等を算入してください。

(事業活動温暖化対策計画の対象者の取扱1)

Q 2-17 計画期間の途中で、事業者の対象要件（原油換算エネルギー使用量 1,500kl 以上、その他ガス排出量 3,000t-CO₂、自動車 200 台以上）に該当しなくなった場合、どのような取扱となるのか。

A 2-17 本制度では、計画期間中に対象要件を満たさなくなった場合でも、計画期間終了まで計画を推進していただくこととしています。そのため、計画期間終了まで引き続き実施状況を報告いただきます。

会社が消滅する場合や、県内の全ての工場等を売却または廃止する場合など、計画の実施が困難な場合は、長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室にご相談ください。

(事業活動温暖化対策計画の対象者の取扱 2)

Q 2-18 計画期間の途中で、新たに事業者の対象要件（原油換算エネルギー使用量 1,500kl 以上、その他ガス排出量 3,000t-CO₂、自動車 200 台以上）に該当した場合、どのような取扱となるのか。

A 2-18 計画期間の途中で総括票の提出対象となった場合は、対象要件に該当した年度を基準年度とし、計画最終年度までの 2 年または 1 年の計画書を提出いただきます。

既に計画書を提出している事業者が計画期間の途中で新たな要件に該当した場合は、計画書の記載方法について、長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室にご相談ください。

(事業活動温暖化対策計画の対象者の取扱 3)

Q 2-19 個別票を作成した事業所が、計画期間の途中で、対象要件（原油換算エネルギー使用量 1,500kl 以上、その他ガス排出量 3,000t-CO₂以上）に該当しなくなった場合、どのような取扱となるのか。

A 2-19 本制度では、計画期間中に対象要件を満たさなくなった場合でも、計画期間終了まで計画を推進していただくこととしています。そのため、計画期間終了まで引き続き実施状況を報告いただきます。

工場等を売却する場合や廃止する場合など、計画の実施が困難な場合は長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室にご相談ください。

(事業活動温暖化対策計画の対象者の取扱 4)

Q 2-20 個別票を作成していない事業所が、計画期間の途中で、個別票作成の対象要件（原油換算エネルギー使用量 1,500kl 以上、その他ガス排出量 3,000t-CO₂以上）に該当することとなった場合、どのような取扱となるのか。

A 2-20 規則第 4 の 2 の規定により、基準年度における原油換算エネルギー使用量が 1,500kl 未満又はその他ガス排出量 3,000t-CO₂ 未満であった事業所は、計画期間終了まで個別票の作成を求めないこととしています。計画期間の途中で新設した事業所も同様です。

(省エネ法との整合性)

Q 2-21 計画年数が複数年になることにより、国による「省エネ法」の第二種指定工場（1,500kl 以上）でなくなるにもかかわらず、県の条例では個別票対象事業所となったままになる場合が出てくる。この場合も報告書の提出は必要か。

A 2-21 規則第 4 の 2 の規定により、計画期間の途中で該当要件を満たさない工場等においても、報告書個別票を作成いただくこととなります。ただし、工場等を売却する場合や廃止する場合など、計画の実施が困難な場合は長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室にご相談ください。

(目標設定の方法)

Q 2-22 排出量の削減に係る目標設定はどのように行うのか。

A 2-22 温室効果ガスの排出の量の削減に係る目標は、総量と原単位の両方で設定していただきます。提出いただいた目標を含む計画内容を精査の上、必要がある場合は助言を行うこととしています。

(係数)

Q 2-23 単位発熱量、原油換算係数、排出係数はいつの時点のものを使用すればよいのか。

A 2-23 計画期間ごとに、県が定める数値を使用していただきます。なお、低炭素電力（調整後排出係数が0.37t-CO₂/千 kWh 以下）を使用した場合に調整後排出量の算定に用いる電気の調整後排出係数は、省エネ法や温対法において報告対象年度の排出量等算定用として公表された数値を使用していただきます。

(3カ年計画)

Q 2-24 削減目標について、3年間の計画を立てた場合、1年目と2年目は排出量が増加しても、3年目で目標を達成すればよいのか。

A 2-24 この制度は、計画の最終年度に目標を達成するように計画を策定していただきますので、中間年の排出量で目標の達成状況を判断するものではありません。なお、1年目及び2年目の排出量の状況については、毎年7月に提出いただく達成状況等報告書の中で、排出状況や目標達成の見通しについて記載いただくこととなります。

(計画の変更)

Q 2-25 条例第12条第7項で規定する、計画を改定したときはどのような手続きをとればよいのか。

A 2-25 長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室にご連絡の上、様式1号～5号のうち必要なものを改めてご提出ください。

(合併・分社化・売却・消滅等)

Q 2-26 計画期間中に工場等が合併した場合、分社化した場合、売却した場合、消滅（倒産）した場合、どのような届出が必要か。

A 2-26 様々なケースが想定されることから、長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室にご相談ください。

(計画書等の提出時期等)

Q 2-27 計画書等はいつ、どこへ提出するのか。

A 2-27 計画書等は、提出すべき年度の7月末日までに提出いただきます。

提出先は長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室が開設するヘルプデスクです。

提出先の連絡先等は「事業活動温暖化対策計画書兼実施状況等報告書記入要領（以下、「記入要領」という。）」をご確認 ください。

(副本)

Q 2-28 県の受領印が押印された副本が必要な場合はどのようにすればよいか。

A 2-28 副本が必要な場合は、長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室にご相談ください。

(罰則)

Q 2-29 計画書を提出しなかった場合に罰則はあるのか。

A 2-29 条例第31条及び第32条の規定により、知事が提出するよう勧告を行うことや、氏名を公表することがあります。

【3 提出書類】

(委任状)

Q 3-1 委任状はどのような場合に必要か。

A 3-1 計画書及び報告書を代表者以外の方の名前で提出する場合に必要となります。
代表者印は不要です。計画書等と併せて任意様式により電子データでご提出ください。

(温暖化対策責任者・温暖化対策担当者)

Q 3-2 温暖化対策責任者・温暖化対策担当者にはどのような人選をすればよいか。

A 3-2 いずれも資格要件は定めていませんが、温暖化対策責任者は、県内に設置する工場等全体のエネルギー使用実態を把握・管理するに足る権限及び責任を有する者で、役員クラスの方を想定しています。個別票対象工場等ごとに選任いただく温暖化対策担当者は、工場等におけるエネルギー及びその他ガスの使用実態等並びに設備の運用状況を把握・管理するに足る権限を有する者を想定しています。

(計画書提出担当者・報告書提出担当者)

Q 3-3 計画書(報告書)提出担当者は県内の主たる工場等に配置する必要があるか。

A 3-3 記載内容について、県から問合せをさせていただく際に、窓口となっていただく方を記載していただきます。工場等での配置は規定していません。

(原油換算エネルギー使用量・その他ガス排出量等合計等)

Q 3-4 原油換算エネルギー使用量・その他ガス排出量合計・自動車の台数は全社の使用量・使用台数を記載する必要があるか。

A 3-4 条例 12 条の該当要件(Q 1-6 要件①~③)のいずれかに該当した事業者は、「県内の」全ての工場等の合計値を原油換算エネルギー使用量・その他ガス排出量合計・自動車(県内に使用の本拠のある自動車)の台数それぞれに記載してください。

(原油換算エネルギー使用量・その他ガス排出量等合計等)

Q 3-5 対象となった要件以外の項目への記載は必要か。

Q 3-5 対象外の項目についても、該当の有無を確認するため、様式 1 号「1. 事業者等の概要」に基準年度の実績を記載してください。

(管理標準)

Q 3-6 管理標準の提出は必要か。また、立入、指導の際に求められることがあるか。

A 3-6 提出に係る負担軽減のため提出は求めません。
県が立入調査をしたときに、どのような着眼点で、又はどのような効果を期待して管理標準を作成しているかお伺いすることがあります。

(様式の欄、温室効果ガス排出の量の削減のための組織体制等)

Q 3-7 様式の欄が狭くて記載しきれないが、別紙となってもよいか。また、別紙に記載した場合、別紙も公表対象となるか。

A 3-7 計画書(報告書)の様式内に収まるよう、要約して記載してください。温室効果ガスの排出の量の削減のための組織体制に関しては別紙とすることもできます。この場合、別紙も公表対象となります。

(主たる事務所の所在地)

Q 3-8 主たる事務所の所在地は県外でも良いか。

A 3-8 本社等の所在地を記載してください。本社等が県外にある場合はその住所を記載してください。

(社印)

Q 3-9 電子データでの提出を求めているが、社印や代表者印の捺印は必要か。

A 3-9 提出書類への捺印は必要ありません。

(電子データ)

Q 3-10 電子データを提出するための記録媒体に指定はあるか。

A 3-10 電子メールでの提出をお願いします。

(添付資料)

Q 3-11 計画書及び報告書に添付する資料も電子データでの提出が必要か。

A 3-11 添付資料についても、電子データでご提出ください。

【4 基本方針】

(基本方針)

Q 4-1 基本方針として記載すべき内容は。

A 4-1 県内における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減目標達成に向けた基本的な考え方や、目標達成のために講ずる措置についての基本的な考え方を基本方針として設定し、記載してください。

また、2050 ゼロカーボンに向けた中長期的な目標（2030 年度、2050 年度等）を設定されている場合は、その概要も記載してください。未設定の場合も、2050 ゼロカーボンの実現に向け、目標設定をご検討いただき、積極的に記載していただくようお願いします。

(推進体制)

Q 4-2 推進体制として記載すべき内容は。

A 4-2 事業者内での地球温暖化対策の推進及び指針で規定する温暖化対策責任者と個別票対象事業所がある場合は温暖化対策担当者等の配置を図示してください。推進体制は事業者単位であるため、必ず本社を含めた全社の体制を構築してください。

(体制の変更)

Q 4-3 温暖化対策責任者もしくは温暖化対策担当者に変更となった場合、どのような手続きが必要か。

A 4-3 変更届の提出は必要ありません。次回報告書提出時に、報告書提出書に変更後の温暖化対策責任者若しくは温暖化対策担当者を記載してください。

(温暖化対策責任者・温暖化対策担当者の外部委託)

Q 4-4 温暖化対策責任者・温暖化対策担当者を外部委託してもよいか。

A 4-4 従業員以外の者に外部委託することも可能です。

(温暖化対策担当者)

Q 4-5 温暖化対策担当者は各工場等に一人ずつ設置しなければならないか。

A 4-5 原油換算エネルギー使用量が 1,500kl 以上の工場等又はその他ガス排出量合計が二酸化炭素換算で 3,000t 以上の工場等（個別票対象工場等）においては、工場等ごとに必ず設置してください。

【5 公表】

(公表義務)

Q 5-1 事業者にも計画書及び報告書の公表義務があるか。

A 5-1 条例第 12 条第 5 項の規定により、公表義務があります。公表の方法は、ホームページへの掲載、CSR 報告書等の印刷物への掲載、その他の方法から選択することができます。

(公表の範囲)

Q 5-2 県が公表する資料の範囲は。

A 5-2 計画書及び報告書の総括票です。計画書及び報告書の個別票、提出書、委任状、添付資料等は公表対象ではありません。

【6 助言・立入】

(立入調査)

Q 6-1 県が行う立入調査とはどのようなものか。

A 6-1 この立入調査は、計画書の内容やその実施状況の確認、取組支援のための技術的助言などを行うことを目的に、事業者の同意を得た上で行います。

なお、この立入調査は、前述のとおり、条例の目的を実現するための強制手段として行うものではないため、事業者の同意を前提としています。

(助言)

Q 6-2 県が行う助言とはどのようなものか。

A 6-2 事業者が高い目標を設定し、それを達成いただけるように、計画書の作成から取組までの省エネ対策等に係る技術的助言です。

具体的には、エネルギーの使用実態の把握方法、投資を伴わない運用対策に関する助言をはじめ、運用対策が進んでいる事業者に対しては設備更新の検討等の助言を行うことを想定しています。

(助言・立入調査の対象者)

Q 6-3 助言や立入調査は、計画書を提出したすべての事業者に対して行うものか。

A 6-3 計画書の任意提出事業者も含め、計画書を提出するすべての事業者が助言や立入調査の対象となります。なお、立入調査については、対象者数や実施体制の状況に応じ、エネルギー使用量等の一定の基準に基づき、対象者を絞って実施する場合があります。

【7 排出量等の算定及び目標設定等】

（電気の排出係数1）

Q 7-1 電気の排出係数は毎年変化するが、どの年度の係数を用いればよいか。

A 7-1 指針に規定した数値（第4次計画期間（令和5年度～令和7年度）については0.449t-CO₂/千kWh）を用いてください。事業者の使用量の削減努力を評価するため、計画期間中は排出係数を固定することとしています。

低炭素電力（調整後排出係数が0.37t-CO₂/千kWh以下）を使用した場合は、別途クレジットを算定して排出量から控除できます。低炭素電力については記入要領及びQ 7-3をご確認ください。

（電気の排出係数2）

Q 7-2 小売電気事業者によって排出係数は異なる。どこから電気を購入しても同じ係数を用いることになるのか。

A 7-2 小売電気事業者によらず、県が指定する排出係数により排出量を算定いただきます。

低炭素電力（調整後排出係数が0.37t-CO₂/千kWh以下）を使用した場合は、別途クレジットを算定して排出量から控除できます。低炭素電力については記入要領及びQ 7-3をご確認ください。

（低炭素電力の利用）

Q 7-3 環境への配慮を考え排出係数が低い電気を選択している。県制度では評価されないのか。

A 7-3 使用した電気の調整後排出係数が0.37t-CO₂/千kWh未満の場合は、県が指定した係数との差分をクレジットとして算定し、排出量から控除することができます。控除後の値を「調整後排出量」欄に記入してご報告ください。

報告書を評価する際には、調整後排出量を用いて評価されます。

低炭素電力の基準値（0.37t-CO₂/千kWh）は、国が示す2030年度の長期エネルギー需給見通し（平成27年7月）を基に算出された2030年度の国全体の排出係数を基に設定したものです。

また、再生可能エネルギー電気（再エネ指定非化石証書の適用による「実質再エネ」も含む）を購入して利用されている場合、様式1号「再生可能エネルギー電気等及びクレジットの利用の計画及び状況」の項目において評価の対象となります。県内産の再生可能エネルギー電気を利用されている場合は、「うち県内産」として記載いただけます。

(その他ガス1)

Q 7-4 その他ガスの排出算定期間は暦年か、年度か。

A 7-4 温室効果ガスの把握は基本的に年度ベースに行うものですが、代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF6)は国際的にも国内の統計でも暦年での把握が通常であり、事業所でも暦年での把握が多いという実情を踏まえ、代替フロン等3ガスについては、例えば令和5年度の報告値に令和5年暦年の値、令和6年度の報告値に令和6年暦年の値を記載しても差し支えありません。その場合、自由記載欄にその旨を明記してください。

(その他ガス2)

Q 7-5 三ふっ化窒素(NF₃)に関してはその他ガスの対象となるのか。

A 7-5 平成29年度から対象となっています。

(基準排出量等の訂正)

Q 7-6 基準排出量(又は第一年度若しくは第二年度の排出量)に誤りがあった。どのように修正すればよいか。

A 7-6 排出量に誤りがあった場合には、修正の理由及び内容が記載された書類(理由書)並びに修正後の排出量の算定根拠資料を提出することで、排出量を修正することができます。この場合、報告書の「目標設定に関する説明」欄又は「排出量等の増減理由」欄に当該排出量を修正したことを記載してください。
なお、理由書は任意様式です。

(県境をまたいだ工場等)

Q 7-7 長野県と他県にまたがる工場等がある場合、どのように算出すればよいか。

A 7-7 長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室にご相談ください。

(排出量の算定根拠)

Q 7-8 温室効果ガスの排出量の算定根拠を示す資料は独自の様式で作成したものでよいか。

A 7-8 様式は自由ですが、原則、県提供の排出量計算シートをご利用ください。なお、いずれの様式であっても、算定根拠資料は電子データでの提出が必要となります。

(目標設定)

Q 7-9 事業拡大に伴い、排出量は増加する見込みである。基準年度比で排出量を削減する計画を立てなければならないのか。

A 7-9 排出量が基準年度比で増加する見込みである場合は、実態に沿った目標値を設定し、増加する理由を「目標設定に関する説明」欄にご記入ください。また、可能な範囲で、対策を実施しなかった場合の排出量見込みや実施予定の削減策を同欄にご記入ください。

(目標設定)

Q 7-10 原単位の削減目標の設定は必須か。

A 7-10 必須です。原単位が1以上となるように「原単位の指標」の単位を調整してください。

(原単位の設定方法)

Q 7-11 工場等によって異なる原単位を設定している場合に、総括票の原単位（事業者全体の原単位）をどのように設定すればよいのか。

A 7-11 3つの方法が考えられます。

- ①各工場等の原単位とは別に、事業者全体の原単位の指標を設定する。
 - ②最も排出量の大きな工場等（又は最も排出量の大きな指標）の原単位の指標を用いる。
 - ③全ての工場等の原単位の指標を、主要な指標に換算し統一する。
- 詳細は、長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室にお問い合わせください。

(レンタカー事業者)

Q 7-12 レンタカーは、利用者が燃料を給油するため燃料使用量が把握できない。どのようにして二酸化炭素排出量を算定すればよいか。

A 7-12 車両ごとに燃費を設定し、年間走行距離と燃費から燃料使用量を推計してください。推計した燃料使用量を、県のホームページに公開している「自動車の利用に伴う二酸化炭素排出量計算シート」に入力することで、二酸化炭素排出量を算定できます。

(自家発電設備)

Q 7-13 自家発電設備を所有する場合、排出量はどのように算定すればよいか。

A 7-13 自家発電に要した燃料の消費量を燃料の欄に記載していただき、二酸化炭素排出量を計算してください。

また、太陽光や風力などの再生可能エネルギー源の利用による発電である場合は、自家消費分を使用量の欄に記載してください。原油換算エネルギー使用量に計上されず（排出量は0となります）。

(自家発電設備)

Q 7-14 ごみの焼却で生成された電気を外部供給している。外部供給として計上できないか。

A 7-14 廃棄物処理において焼却した廃棄物は燃料に該当しないため、外部供給として計上できません。

(排出量計算シートの使用方法)

Q 7-15 同一構内に3つの建物がある。使用量シートには別々に入力すべきか。

A 7-15 排出量計算シートには、建物ごとではなく工場等ごとにエネルギー使用量等を入力してください。工場等の範囲は省エネ法に準じてください。

(厳密な1年間の把握)

Q 7-16 エネルギーの集計方法について、期間は1年間としているが、自動車で使用するガソリンの量など、厳密に把握することが難しい場合がある。この場合、どのように把握すればよいか。

A 7-16 省エネ法では、例えば、電気の使用量については、検針日が月末最終日でないために、年度単位の正確な使用量の把握が困難な場合は、4月1日以降の直近の検針日から3月1日以降の直近の検針日までに示された12ヶ月分の電気の使用量を1年間の使用量として算入することを認めています。自動車についてもこの考え方を参考にし、給油した日の伝票の日付で1年間の使用量を算定してください。

(フォークリフト等の燃料)

Q 7-17 工場内で使用しているフォークリフトや工場内専用の自動車の燃料使用量は、自動車の燃料として算定してよいか。

A 7-17 フォークリフトや工場等の敷地内のみで使用する自動車等のうち道路運送車両法が適用されないものは、本制度対象の自動車ではありません。当該フォークリフト等の燃料使用量は自動車の燃料使用量には含めず、工場等におけるエネルギー使用量として算定します。

(自動車の燃料)

Q 7-18 エネルギー起源二酸化炭素排出量に自動車の走行に伴う燃料も含めるのか。

A 7-18 道路運送車両法が適用される自動車は含めないでください。フォークリフトや工場等の敷地内のみで使用する自動車で、道路運送車両法が適用されない自動車は含めてください。

(LPガスの換算)

Q 7-19 LPガスの使用量について、t(トン)の単位を用いて算定することとなっているが、供給事業者からの検針票等では m^3 (立方メートル)の単位で表示されている場合は、どのようにしてt(トン)に換算するのか。

A 7-19 LPガスを" m^3 (立方メートル)"から"t(トン)"に換算する際の係数は、供給事業者を確認した係数を用いて換算します。なお、係数の確認が困難な場合は、以下の数値を用いて換算することもできます。

種類	1 m^3 当たりの t (トン) への換算係数
プロパン	1/502【t】
ブタン	1/355【t】
プロパン・ブタンの混合	1/458【t】

(算定対象エネルギー)

Q 7-20 原油換算エネルギー使用量等の算定対象となるエネルギーは。

A 7-20 省エネ法に準じ算定いただきます。第3次計画期間までは化石燃料、化石燃料由来の熱・電気をエネルギーと定義されていましたが、省エネ法のエネルギーの定義の見直しに伴い、第4次計画期間から太陽光発電などの再エネ由来の電気や熱、化石燃料に該当しない非化石燃料由来の非化石エネルギーも対象となります。対象となるエネルギー、算定方法等については指針、記入要領をご確認ください。

(燃料として使用する廃棄物)

Q 7-21 事業活動で排出している廃棄物（廃プラ、廃油等）を外部委託で処理している。排出量計算シートの燃料の欄に、これらを入力する必要があるか。

A 7-21 第4次計画期間より、廃棄物を燃料として使用した場合は、原油換算エネルギー使用量及びエネルギー起源二酸化炭素排出量の算定対象となります。「燃料」として使用した場合のみ入力してください。なお、廃棄物として排出しているものは対象外となります。

(ペレットストーブ)

Q 7-22 ペレットストーブを使用している。このペレットもエネルギーに含めるのか。

A 7-22 第4次計画期間より算定対象となります。木質チップ、木質ペレット、薪等は「木材」に計上してください。なお、計上に当たっては、絶乾重量を算出し、計算シートの該当欄に入力してください。

【8 再生可能エネルギー源利用設備・再生可能エネルギー電気・クレジット】

(再生可能エネルギー源利用設備等の導入状況1)

Q8-1 「再生可能エネルギー源利用設備等の導入状況」に記載できる設備とはどのようなものか。

A8-1 太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱、バイオマス発電・熱若しくは太陽熱を発電に用いる設備又は熱のまま活用する設備等、再生可能エネルギー源を利用した設備を記載できます。

なお、様式1号(総括票)では、設置場所(事業所等)ごとの設置状況(種類・設備容量等)を非公表シートに入力します。公表シートには、太陽光発電、風力発電等の種類別に、自動集計された合計設備容量が表示されます。

(再生可能エネルギー源利用設備等の導入状況2)

Q8-2 コージェネレーションシステムを「再生可能エネルギー源利用設備等の導入状況」に記載してよいか。

A8-2 県ではエネルギー源として化石燃料または電力をほとんど必要としないものを「再生可能エネルギー源利用設備等の導入状況」欄に記載していただくことを想定しています。そのため、コージェネレーションシステムを該当欄に記載いただくことはできません。ただし、コージェネレーションシステムは省エネに資する設備であり、設備によっては非常に効率の高いものも存在するため、エネルギー使用量の削減に寄与するものと考えています。

(再生可能エネルギー源利用設備等の導入状況3)

Q8-3 再生可能エネルギー源利用設備の導入状況の導入実績欄は各年度に導入した設備の容量を記載すればよいか。

A8-3 新たに設置した設備の容量と前年度までに設置された設備の合計容量を記載してください。

(クレジット等に関する記載 1)

Q 8-4 排出量の調整に利用できるクレジットは。

A 8-4 排出量の調整に利用できるクレジットの種類は以下です。

- ・グリーンエネルギー証書（電気・熱）
 - ・非化石証書
 - ・J-クレジット
 - ・県が認証したクレジット（森林 CO₂ 吸収評価認証制度等）
 - ・低炭素電力（調整後排出係数が 0.37 (t-CO₂/千 kWh) 以下) の電気の利用に伴うもの
- 長野県が提供する排出量計算シートでクレジットを利用した排出量等が算定できます。低炭素電力を除き、これらを利用する場合は、根拠資料としてクレジット等の取得量、オフセット対象範囲、オフセット対象年度が確認できる資料を提出してください。なお、資料中に対象範囲等が明示されていない場合、県内事業所で使用した旨を説明する書面を別途作成いただき、代替することも可能です。

(クレジット等に関する記載 2)

Q 8-5 J-クレジットにおいて、県内産のみ利用可能とした理由は何か。

A 8-5 県内における事業活動において生じた温室効果ガスの排出の量の削減が条例の目的となります。このため、実質的に県内の排出量の削減に寄与する、県内で生産されたクレジット（県内事業所の省エネに伴って生じたクレジット、県内の森林吸収で生じたクレジット等）のみ利用可能としています。

(クレジット等に関する記載 3)

Q 8-6 小売電気事業者から、非化石証書付きの CO₂ フリー電気を購入している。どのように記載すればよいか。

A 8-6 CO₂ フリーメニュー等、電気とセットで購入されている場合、非化石証書の環境価値は排出係数等に反映されているため、「非化石証書」の購入には該当しません。排出量計算シートにおいては、排出係数のシートにメニュー名とその排出係数を記入し、使用量は「買電」とその内訳の「低炭素電力」の欄に記入してください。なお、「非化石証書」の欄は、非化石証書を単独で購入した場合に記入いただきます。

また、メニューに適用された非化石証書が「再エネ指定」の場合、様式 1 号「再生可能エネルギー電気等及びクレジットの利用の計画及び状況」の「再生可能エネルギー電気（小売電気事業者等からの買電）」に該当します。さらに県内産の再生可能エネルギー電気を指定して利用されている場合は、「うち県内産」として記入いただけます。

【9 評価】

(評価の基準)

Q 9-1 どのような基準で評価するのか。

A 9-1 計画書の内容、計画期間を通じた排出量の削減の水準やその取組実績などを基に評価します。評価の基準は、事業活動温暖化対策計画指針に明記されておりますので、ご参照ください。

(評価の対象)

Q 9-2 過去の取組は評価されるのか。

A 9-2 過去の取組は各計画期間において評価されていることから、現在は、計画期間内の実施予定や実績を評価しています。

(個別票の評価)

Q 9-3 個別票も評価の対象となるか。

A 9-3 評価の対象となります。総括票と個別票をそれぞれ評価します。

(表彰)

Q 9-4 どのような事業者を表彰するのか。

A 9-4 計画期間の最終年度に係る実施状況等報告書について、特に高い評価を得た事業者を想定しています。評価結果に加えて、自由記載欄に記載された内容も考慮します。

【10 重点対策とその様式（様式4号及び様式5号）】

（重点対策）

Q10-1 重点対策とはなにか。

A10-1 排出量の削減のための取組は様々ありますが、その中でも、特に取り組んでいただきたい対策として設定したものが重点対策です。重点対策は全ての計画書提出事業者に取り組んでいただく基礎的な運用対策と、事業者の状況に応じて取り組んでいただく設備更新対策、非化石エネルギーへの転換を設定しています。

（重点対策実施の基準1）

Q10-2 重点対策での実施済と一部実施の違いはなにか。

A10-2 「実施済」とは、対策ごとに規定している判断基準を、該当する対象単位全てが実施できている場合です。「一部実施」とは、対象とする単位のうち一部が実施できている場合です。

（重点対策実施の基準2）

Q10-3 該当する1設備の対策内容を示した資料を提出する項目については、その設備について対策が実施されていれば「実施済」としてよいか。

A10-3 提出資料は1設備分であっても、該当する当該工場等における全てのその設備において対策を実施している場合が「実施済」です。なお、資料を提出した設備以外の実施状況は立入調査の際に確認することがあります。

（重点対策の確認資料）

Q10-4 重点対策の確認資料としてどのような資料を用意すればよいか。

A10-4 指針の別表3で規定されている資料をご用意ください。ただし、管理標準を除きます。

（重点対策の実施時期）

Q10-5 重点対策は計画書の提出までに完了させなければならないか。

A10-5 重点対策は、計画書の提出までに実施を求めるものではありません。基準年度に「実施済」でない対策については、計画期間中に対策を完了できるか否かを判断し、「実施予定」又は「実施しない」を選択してください。実施予定の自動車の重点対策については、予定年度を記載してください。

（重点対策の進捗）

Q10-6 前年度報告時から重点対策が進んでいない場合に添付書類は必要か。

A10-6 必要ありません。ただし、立入調査の際に対策が進まない理由について確認させていただく場合があります。

(完了済の重点対策)

Q10-7 前年度までに「実施済」となった対策に確認資料は必要か。

A10-7 基本的には必要ありませんが、同等の施設を増設した場合等には添付してください。

(完了済の重点対策)

Q10-8 前年度までに提出した資料と同じものを再度提出する必要があるか。

A10-8 必要ありません。

(照明設備の重点対策)

Q10-9 照明設備の対象が広すぎる。全てを把握する必要があるか。(様式4号・照明設備)

A10-9 照明設備に関しては、比較的出力が大きいもの、及び使用本数の全体に占める割合が多いもののうち、年間2,000時間以上点灯しているものについて記載してください。設置年に関しては把握可能な範囲で記載してください。本数が多い設備に関しては、「2007～2013年」などの記載で差し支えありません。豆電球、非常灯、非常消火設備の電灯等、エネルギー消費量の低いものに関する記載は不要です。

(照明設備の対象)

Q10-10 対象は、点灯時間が2,000時間以上のものすべてか。(様式4号・照明設備)

A10-10 設備台帳のように網羅的に記載する必要はありません。省エネ対象にすることが有効と考えられる、比較的出力の大きなものや設備数の多いものに絞って記載してください。

(照明設備の照度)

Q10-11 照度欄に記載するのは、設定値か実測値か。(様式4号・照明設備)

A10-11 各設置場所について、JIS Z 9110 2011(照明基準総則)に準じて、相当する推奨照度値または照度の範囲を記載してください。その値または範囲を管理値として記載して下さい。

(空調機の種類)

Q10-12 空調機には、どのような種類のものが対象か。(様式4号・空調機)

A10-12 エアハンドリングユニットを対象とします。

(空調機の電動機出力単位)

Q10-13 能力の単位は、[J]か[cal]か。(様式4号・空調機)

A10-13 メーカーのカatalog記載が[cal]である場合以外は原則[J]で記載してください。また、 $1[\text{cal}] = 4.184[\text{J}]$ で計算していただくことも可能です。

(空調機の全熱交換器)

Q10-14 全熱交換器とは、普通の熱交換器とどのように違うか。(様式4号・空調機)

A10-14 全熱交換器は省エネルギー機能を有した換気装置です。排気から顕熱(温度)・潜熱(湿度)を回収して、給気の温度湿度を調整することで、空調のエネルギー使用量を削減します。

(空調機 室内空気環境)

Q10-15 夏季室内の状況の目安は。(様式4号・空調機)

A10-15 ビル衛生管理法に準じて、温度17~28℃、相対湿度40~70%RH、CO₂濃度1,000ppm以下となるように設定してください。

(空調機の平均負荷率)

Q10-16 平均負荷率は、どのように求めたら良いか。(様式4号・空調機)

A10-16 空調では、実際の冷暖房運転では100%の負荷率が必要なケースはまれですので、頻度が最も多い負荷率を記入してください。

(空調機のエネルギー消費量)

Q10-17 エネルギー消費量の具体的な推計方法は。(様式4号・空調機)

A10-17 (電動機出力) × (年間稼働時間) × (平均負荷率) の計算式により求めることができます。

(ばい煙発生施設)

Q10-18 ばい煙発生施設とは、どういう施設か。(様式4号・熱源設備)

A10-18 大気汚染防止法の対象となる施設で、ボイラの場合は、伝熱面積10m²以上または、燃焼能力50リットル/時以上の施設です。

(熱源設備の形式)

Q10-19 形式欄には、どのような事項を記載すればよいのか。(様式4号・熱源設備)

A10-19 中央熱源方式または個別式空調と記載してください。

(熱源設備の排ガス温度)

Q10-20 排ガス温度は、稼働状況に応じて変化するが、どのような状況・時点の温度を記載すれば良いか。(様式4号・熱源設備)

A10-20 定格運転(最大出力)における排ガス温度を記載してください。「温度『高』」の警報点の意味もあるためです。

(熱源設備の空気比)

Q10-21 空気比の求め方は、ボイラと同様で良いか。(様式4号・熱源設備)

A10-21 バーナー部分において、ボイラと同様に考えてください。

(ボイラのブロー率)

Q10-22 ブロー率は、どのように求めた値とすれば良いか。(様式4号・ボイラ)

A10-22 蒸発量とボイラ水の塩化物の許容濃度等から必要なブロー量を計算して、ブロー率を求めて使用してください。

(ボイラの定格設備容量)

Q10-23 定格設備容量の欄には何を記載するのか。(様式4号・ボイラ)

A10-23 定格出力として、換算蒸発量を記載してください。

(ボイラの年間平均給水温度)

Q10-24 年間平均給水温度とは何か。季節変動が大きいため、年間平均給水温度を求めることが困難である。(様式4号・ボイラ)

A10-24 通年での効率を求めるために決める平均温度です。中間期における温度等適切な値に決めてください。

この値の絶対値としての1℃や2℃の誤差は問題ではなく、ボイラ効率の相対的な比較や特定のボイラの経時変化のチェックが目的です。月ごとあるいは季節ごとの給水温度を把握している場合にあっても、年間平均値のみを記載してください。

(ボイラのドレン回収率)

Q10-25 ドレン回収率は、どのように求めた値とすれば良いのか。(様式4号・ボイラ)

A10-25 蒸気使用設備のうち、ドレンを回収することのできる比率を記載してください

(ボイラの効率)

Q10-26 効率欄には、カタログ値を記載するのか、あるいは実測値を記載するのか。(様式4号・ボイラ)

A10-26 実測値を記載してください。実測値の変化をカタログ値と比較することで、経年変化を把握することができます。

(ボイラの排ガス温度)

Q10-27 ボイラ排ガス温度は、どのような状態のボイラの値を記載するのか。(様式4号・ボイラ)

A10-27 定格出力時の値を記載してください。

(コンプレッサの制御方式)

Q10-28 台数制御方式について、記載する必要はないか。(様式4号・コンプレッサ)

A10-28 圧力制御または容量制御に限られるため、記載いただく必要はありません。

(コンプレッサの吸気温度)

Q10-29 吸気温度と外気温度の差は、なぜ記載する必要があるのか。(様式4号・コンプレッサ)

A10-29 吸気を温度の低い外気にすると、単位体積当たり、より多くの重量の空気を取り込めるためです。

(コンプレッサの平均負荷率)

Q10-30 実負荷率は、どのように算定すればよいか。(様式4号・コンプレッサ)

A10-30 コンプレッサにとっての負荷とは、100%吐出能力に対する実際の吐出空気の割合です。吐出空気流量を直接測定できる場合は、その値から求められます。直接測定できない場合は、消費電力にほぼ比例すると仮定して、運転時の電流計の読みから負荷率を推定します。

(ポンプの平均負荷率)

Q10-31 平均負荷率の意味と求め方は。(様式4号・ポンプ)

A10-31 空調では、実際の冷暖房運転では100%の負荷率が必要なケースはまれであり、頻度が最も多い負荷率を記入してください。その他のポンプについても、これに準じて記入してください。

(ポンプの年間エネルギー消費量)

Q10-32 年間エネルギー消費量の求め方は。(様式4号・ポンプ)

A10-32 (電動機出力) × (年間稼働時間) × (平均負荷率) の計算式により求めることができます。

(ファン・ブロワの平均負荷率)

Q10-33 平均負荷率の意味と求め方は。(様式4号・ファン・ブロワ)

A10-33 実際の運転では100%の負荷率が必要なケースはまれで、ダンパやインバータを用いて出力を下げているのが一般的です。年間の稼働状況から最も頻度が多いと思われる負荷率を記入してください。

(ファン・ブロワの年間エネルギー消費量)

Q10-34 年間エネルギー消費量の求め方は。(様式4号・ファン・ブロワ)

A10-34 (電動機出力) × (年間稼働時間) × (平均負荷率) の計算式により求めることができます。

(コージェネレーション)

Q10-35 コージェネレーションは発電設備に含まれるか。(様式4号・発電設備)

A10-35 広義の発電設備としてとらえておりますので、含まれています。

(コージェネレーション)

Q10-36 種類欄には、どんな事柄を記載するのか。(様式4号・発電設備)

A10-36 ガスタービン、蒸気タービン、内燃機関、コージェネレーションの区別を記載してください。

(パッケージ設備)

Q10-37 製造装置がパッケージ化されており、様式4号に定めるいくつかの設備を組み合わせて運用しているが、それぞれを分離して書かなければならないか。

A10-37 パッケージ化された設備に関しては、それぞれを分離して様式4号に記載していただく必要はありません(たとえば、コンプレッサと工業炉を一体化したような設備)。ただし、計画書や報告書の内容確認や立入調査の際にエネルギー使用の実態について確認させていただく場合があります。

(非化石エネルギーへの転換)

Q10-38 非化石エネルギーへの転換は、どのような取組が対象となるか。

A10-38 非化石エネルギーへの転換の手法としては、以下のようなものがあります。

- ・ オンサイト/オフサイト型 PPA 契約、再エネ 100%電気の調達
- ・ エネルギー供給事業者から調達する電気・熱について非化石エネルギーの割合が高いものを選択
- ・ 非化石燃料の使用割合向上
- ・ 証書等の利用

計画期間中に、一部でも転換済あるいは転換の計画がある場合は、実施扱いとすることができます。なお、当該計画期間よりも後の転換計画は対象外となります。

【11 環境配慮活動状況】

(環境配慮活動の実施状況)

Q11-1 様式内には複数の環境配慮活動が記載されているが、実施しているすべての環境配慮活動を選択する必要があるか。

A11-1 すべての実施状況を選択する必要はありませんが、可能な限り選択してください。

(環境配慮活動の実施状況の評価)

Q11-2 環境配慮活動はその他以外の活動を4つ以上実施していたとしても評価されないのか。また、評価に関わらない環境配慮活動については選択する必要があるか。

A11-2 環境配慮活動の配点は、最大10点（3項目分及びその他項目）であるため、その他項目を除いて4項目以上実施した場合も、3項目実施した場合と同じ評価となります。

計画書（報告書）は、県のホームページに公表されるものです。選択いただくことで、貴社の取組を外部に示すことにつながりますので、実施している環境配慮活動については、可能な限り選択してください。なお、評価に関わらない環境配慮活動や活動状況について対外的な公表を避けたい場合は、実施状況を選択する必要はありません。

(環境配慮活動の実施根拠)

Q11-3 環境配慮活動の実施を確認する資料を提出する必要はあるか。

A11-3 確認資料の提出は必要ありませんが、県が実施する立入調査の際に確認することがあります。

(環境配慮活動の実施年度)

Q11-4 環境配慮活動の実施年度は計画期間以外も対象となるか。

A11-4 過年度から継続して実施されている場合も対象となります。その場合、実施年度欄には、環境配慮活動を実施した年度を記載してください。なお、過去に実施していたことがあっても、現在は実施していないものは評価対象となりません。

また、計画期間以降に実施を検討されている場合は、実施予定年度を記載いただいても良いですが、評価対象となりません。